

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 採択要件</p> <p>農地整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、実施計画等策定事業については別紙 2 第 3、農村環境計画策定事業については別紙 3 第 6 に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 <u>農地中間管理権等</u></p> <p>事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を有すること<u>又は地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画をいう。）の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>農地中間管理権等</u>の設定期間</p> <p>事業施行地域内農用地について機構が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間<u>若しくは残存期間又は当該公告があった日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間</u>が 15 年以上であること。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第 5～第 7 （略）</p> <p>第 8 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところ</p>	<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 採択要件</p> <p>農地整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、実施計画等策定事業については別紙 2 第 3、農村環境計画策定事業については別紙 3 第 6 に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 <u>農地中間管理権</u></p> <p>事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を有すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>農地中間管理権</u>の設定期間</p> <p>事業施行地域内農用地について機構が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間<u>又は残存期間</u>が 15 年以上であること。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第 5～第 7 （略）</p> <p>第 8 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定</p>

により、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 (略)

第9 その他

1 (略)

2 法第91条の2第6項第1号 （農業経営基盤強化促進法第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第2号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、事業計画を定めた旨を公告した日から、当該農地中間管理権の存続期間と当該農業経営等の委託の期間とを合算した期間が15年以上である場合

(4) (略)

3・4 (略)

5 別紙1の別表の区分1の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9の5の改正規定については、令和5年5月26日から施行する。

めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 (略)

第9 その他

1 (略)

2 法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

3・4 (略)

(新設)

別記様式 1

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
 2. 集積・集団化等促進基盤整備計画
 3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
[5. 施設の管理者の同意書]

記 (略)

別記様式 2 (略)

別記様式 1

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
 2. 集積集約化等促進基盤整備計画
 3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
[5. 施設の管理者の同意書]

記 (略)

別記様式 2 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。</p> <p>1 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) 埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の(4)の事業をいう。以下同じ。）とは、別表1の区分の欄の1の事業種類の欄の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。</u></p> <p>2～5（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 採択要件</p> <p>1（略）</p> <p>2 要領第4の5の収益性の向上に係る要件の細目は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、<u>米の作付が行われる場合には</u>、1の(1)のアを満たすことが見込まれること。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。</p> <p>1 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 採択要件</p> <p>1（略）</p> <p>2 要領第4の5の収益性の向上に係る要件の細目は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、1の(1)のアを満たすことが見込まれること。</p> <p>(2)（略）</p>

3・4 (略)

第6～第10 (略)
別記 (略)

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1)～(3) (略) <u>(4)埋蔵文化財調査事業</u>	(略) <u>事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業</u>	
3～5 (略)	(略)	(略)	

別記様式第1—1号

県		地区
作成年月	年月	年月
集積・<u>集団化</u>等促進基盤整備計画書		
〇〇地区		
令和 年 月 日		
〇〇県		

集積・集団化等促進基盤整備計画区域図兼土地利用計画図

〇〇県 〇〇地区

3・4 (略)

第6～第10 (略)
別記 (略)

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1)～(3) (略) <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>	
3～5 (略)	(略)	(略)	

別記様式第1—1号

県		地区
作成年月	年月	年月
集積<u>集団化</u>等促進基盤整備計画書		
〇〇地区		
令和 年 月 日		
〇〇県		

集積集団化等促進基盤整備計画区域図兼土地利用計画図

〇〇県 〇〇地区



(位置図)

(注) 計画区域の土地利用計画であり、第2章の5. 土地利用計画に従って区分すること。農業生産基盤整備事業の計画の状況が分かるようにすること。

(凡 例)	
集積・ 集団化 等促進基盤整備計画区域	黒 ــــــــــــــــ で囲む
高生産性農業型保護区域	赤 色
集約農業型保護区域	緑 色
条件不利区域	茶 色
農地転用区域	黄 色
非農用地	青 色

<目 次>

第1章 概 要

1. 集積・**集団化**等促進基盤整備計画総括表
2. ～ 4. (略)

第2章 (略)



(位置図)

(注) 計画区域の土地利用計画であり、第2章の5. 土地利用計画に従って区分すること。農業生産基盤整備事業の計画の状況が分かるようにすること。

(凡 例)	
集積 集団化 等促進基盤整備計画区域	黒 ــــــــــــــــ で囲む
高生産性農業型保護区域	赤 色
集約農業型保護区域	緑 色
条件不利区域	茶 色
農地転用区域	黄 色
非農用地	青 色

<目 次>

第1章 概 要

1. 集積**集団化**等促進基盤整備計画総括表
2. ～ 4. (略)

第2章 (略)

第1章 概要

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表

計画名称	所在地	地区名	対象事業種別	地域区分	推進事業名			
(TEL. , FAX)								
地 勢 及 び 社会経済状況					費用地の 等価割合			
経 費 概 況								
地区設定期日					費用項目 の 概 況			
農業生産の 種 別 目 録								
費用地の 農産物生産 状況(計画年度) 以り整備計画	項目	費用地面積 (ha) ①	農い下の耕作 面積(ha) ②	稲作シメテ (%) ③+④	認定農業戸数	左農家に占める認定農業戸の 割合	備考	
	概況		①	②				目標年度：〇〇年度
	認定農業戸数		③	④				認定農業戸(認定済定戸)
	目標		⑤	⑥				市町村等取
	費用地活用方 法(目標)	計 (ha)	認定農業者	認定新規農業者	市町村基本単位 承認促進者			
農業生産基盤 及び農産物の 生産(計画年度) 以り整備計画	項目	概況 (ha)	目標 (ha)	以り整備の手法				
	水田							
	畑作区画							
	小規模(認定済定)							
	大規模(認定済定)							
計 (ha)								
農業生産基盤 及び農産物の 生産(計画年度) 以り整備計画	①	②	③	④			⑤	
		(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	

(注) 費用地の農産物生産計画及び経営改善計画並びに以り整備計画の()内は、農い下への農地利用促進について記入する。

2. ~ 4. (略)

第2章 (略)

別記様式第1—2号

	県	地区
	作成年月	年月

集積・集団化等促進基盤整備計画書

〇〇 地区

令和 年 月 日

〇〇 県

第1章 概要

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表

計画名称	所在地	地区名	対象事業種別	地域区分	推進事業名			
(TEL. , FAX)								
地 勢 及 び 社会経済状況					費用地の 等価割合			
経 費 概 況								
地区設定期日					費用項目 の 概 況			
農業生産の 種 別 目 録								
費用地の 農産物生産 状況(計画年度) 以り整備計画	項目	費用地面積 (ha) ①	農い下の耕作 面積(ha) ②	稲作シメテ (%) ③+④	認定農業戸数	左農家に占める認定農業戸の 割合	備考	
	概況		①	②				目標年度：〇〇年度
	認定農業戸数		③	④				認定農業戸(認定済定戸)
	目標		⑤	⑥				市町村等取
	費用地活用方 法(目標)	計 (ha)	認定農業者	認定新規農業者	市町村基本単位 承認促進者			
農業生産基盤 及び農産物の 生産(計画年度) 以り整備計画	項目	概況 (ha)	目標 (ha)	以り整備の手法				
	水田							
	畑作区画							
	小規模(認定済定)							
	大規模(認定済定)							
計 (ha)								
農業生産基盤 及び農産物の 生産(計画年度) 以り整備計画	①	②	③	④			⑤	
		(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	(年～ 年)	

(注) 費用地の農産物生産計画及び経営改善計画並びに以り整備計画の()内は、農い下への農地利用促進について記入する。

2. ~ 4. (略)

第2章 (略)

別記様式第1—2号

	県	地区
	作成年月	年月

集積・集団化等促進基盤整備計画書

〇〇 地区

令和 年 月 日

〇〇 県

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 1 第 6 の 6 の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 (略)

2 水田貯留機能向上計画の内容

(1) (略)

(2) 水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

3・4 (略)

(別添) (略)

別記様式第 5 号 (略)

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農地中間管理機構関連農地整備事業事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 1 第 6 の 6 の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 (略)

2 水田貯留機能向上計画の内容

(1) (略)

(2) 水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

--

3・4 (略)

(別添) (略)

別記様式第 5 号 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 実施時期</p> <p>1 実施計画策定 実施計画の策定期間は、次の（1）から（3）までのいずれかとする。 （1）・（2） （略） <u>（3）スマート農業（ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区の場合にあっては4年以内とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第6～第8 （略）</p> <p>別 記 （略）</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿</p> <p>〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p>	<p>別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 実施時期</p> <p>1 実施計画策定 実施計画の策定期間は、次の（1）又は（2）のとおりとする。 （1）・（2） （略） （新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>第6～第8 （略）</p> <p>別 記 （略）</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿</p> <p>〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p>

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. ～ 3. （略）

4. スマート農業導入推進計画（別添 4 のとおり）

（別添 1） （略）

（別添 2）

実施計画策定地区概要書 （略）

（注） 1・2 （略）

3 第 5 の 1（3）によって本事業においてスマート農業を実施する地

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. ～ 3. （略）

（新設）

（別添 1） （略）

（別添 2）

実施計画策定地区概要書 （略）

（注） 1・2 （略）

（新設）

区の場合は、別添4を添付すること。

4・5 (略)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書 (略)

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領
(平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局長
通知) 4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は
「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度
の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

(別添4)

3・4 (略)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書 (略)

(注) 1 「業務内容」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領
(平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局長
通知) 4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は
「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度
の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

(新設)

スマート農業導入推進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域名
事業実施期間	関連事業地区名		

スマート農業に適した基盤の整備状況

(例) 事業実施区域では、既存○○事業○○地区により○○haが標準区域○○haに整備され、また用排水路のハイライン化とほ場内耕作業の段間により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターン農道を設置する。

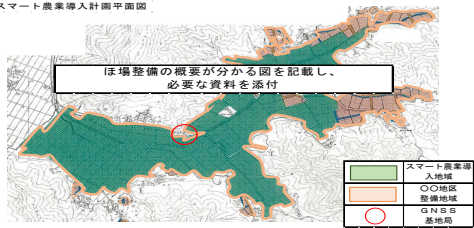
事業対象面積	○○ha
地区標準区画面積	○○ha
ターン農道整備面積	有or無or一部
ほ場内耕作業整備面積	有or無or一部
用排水路ハイライン整備面積	有or無or一部

関連事業概要
○○地区
存在面積：○○ha、総事業費：○○百万円、工期：R○～R○、主要工事内容：区画整理○○ha、明渠排水○○ha、用排水路○○m

本事業の対象面積	○○ha	本事業の対象農家戸数	○○戸	備考	
うち担い手が所管する面積	○○ha	○○%	うち担い手		○○戸

導入するスマート農業の概要

スマート農業導入計画平面図



(例) 事業実施区域内の○○haを対象にGNBSS基地局を設置し、耕起や田植え作業に向けトラクタへ自動操縦システムを導入する。

導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制
自動操縦	○○ha	○基	○基/20ha	○基	全基、○○改良区が所有・管理
○○○	○○ha	○基	○基/20ha	○基	全基、○○改良区が所有・管理

地域の収益性向上の取組

〔必須〕高収益作物導入への取組方針	(例) スマート農業を導入する担い手○○名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和○○年度までに○○haで実施予定。
〔任意〕その他	(例) スマート農業を活用した更なる繁殖・養約の促進、6次産業化の取組、産産物のブランド化の取組 等

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
ハード	ターン農道設置 GNBSS基地局設置	ターン農道設置	ターン農道設置			
ソフト		省力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入		

注1: スマート農業導入推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には重線を付し変更後の内容を追記すること。
注2: 導入する省力化技術については、その機関に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

別記様式第2号 (略)

別紙3 (略)

別記様式第2号 (略)

別紙3 (略)